

キャスト・ベトナム・ニュース

# CAST VIETNAM NEWS

2014年8月1日号  
〔2014〕14)

## 2015年1月1日施行 「新税関法」のポイント

弁護士法人キャスト  
同 ベトナム弁護士

弁護士  
同

松長 隆太  
工藤 拓人【<sup>1</sup>】  
Doan Thanh Ha【<sup>2</sup>】



### 1. はじめに

ベトナムにおける税関に関する法令は、法律の形を取っているものから、Decree（議定）やCircular（通達）の形のものが存在します。その中で最も原則的・基本的なルールを規定するのが2002年1月1日から施行されている「税関法」（Law29/2001/QH10号。以下「旧税関法」といいます。）ですが、2014年6月22日付で新しい「税関法」（54/2014/QH13号。以下「新税関法」といいます。）が制定され、「新税関法」は2015年1月1日から施行されます【<sup>3</sup>】。

<sup>1</sup> 本ニュースレターにおける日本の法律法規の解釈に関する部分及び日本語の原稿の起案を担当。

<sup>2</sup> 本ニュースレターにおけるベトナムの法律法規の解釈に関する部分を担当。

<sup>3</sup> 2005年6月14日付税関法を一部修正・補足する42/2005/QH11号がありましたが、今回は内容が全体的に見直され、新法の制定という形をとっています。よって、「旧税関法」は2015年1月1日から効力を失うこととなります。

本稿では、「新税関法」において、「旧税関法」から変更された主要な点について説明します。

## 2. 「新税関法」における変更点のポイント

「新税関法」における変更点のポイントは下記の表のとおりです。本年3月25日にベトナム税関総局が導入スケジュールを発表した新しい通関システムである「VNACCS」（「Viet Nam Automated Cargo Clearance System」。4月1日より順次導入。）にも対応し、さらにその他のルールも規定しています。

項目	概要
①規定の詳細化	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体が104条から構成されています（現行の税関法は82条）。</li> <li>②以下の下記修正が盛り込まれるほか、様々な点で規定が追加され、詳細化されています（定義規定の拡充、税関の領域で禁止される行為の列挙、税関手続の代理人の満たすべき要件等）。</li> </ul>
②通関手続の電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、通関手続が従来の紙ベースの手法から電子手続に変わります。紙ベースの手続は特殊な場合（政府が具体的に規定する）のみに適用されます（第29条）。</li> <li>通関書類の通関システムにより処理され、又は税関職員が直接確認する方法も定められています（第31条）。</li> </ul>
③優先制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>税関法・税法の規定を2年間守る、輸出入量が規定された一定以上、通関・税務の電子化、輸出入活動のIT化、税関機関のシステムとの連携、銀行決済、内部統制がなされている等の要件を満たした企業が適用できるとされています。</li> <li>適用される場合、通関関連書類のチェックや貨物の検査が免除され、通関申告書が未完成でも通関可能（30日以内に完成したものを追加提出で対応可能）となり、優先的に通関手続が行われる、等の優先制度があります。</li> </ul>
④ 税関による事後調査の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>「旧税関法」は事後調査について詳細に明確に規定していないため、実務上困難が生じていました。 →事後調査は基本的、リスクマネジメントベースで行われます。事後調査するケース、調査が行われる場所、調査結果の処理方法、調査の決定権限、税関機関の権利・義務、通関申告者の権利・義務を具体的に規定しました（第77条～第82条）。</li> </ul>
⑤通関書類の統一、簡略化	<ul style="list-style-type: none"> <li>通関申告書だけを必ず必要な書類とし、その他の書類（商用インボイス、郵送証書（船荷証券）、売買契約、原産地証明書、輸出入許可書、専門的な審査結果、又は審査免除通知等）は具体的な状況に応じて提出します。詳細は財務省が定めるとされています（第23条）。</li> </ul>

⑥事前確認制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品コード、商品の原産地、課税価格を事前に確認する規定を追加しました（第 28 条）。これは、2013 年の財務省の通達「128/2013/TTBTC」の第 7 条～第 9 条にも規定されているので、合わせて確認する必要があります。</li> </ul>
⑦手続の時間短縮	<ul style="list-style-type: none"> <li>通関書類が受けとってから 2 時間以内に税関職員がその審査を終えなければならず、商品のチェックは商品が提出されてから 8 時間以内に行わなければならず（現在は 2 日間）、また、通関者の要求がある場合、必要に応じて祝祭日、時間外でも通関手続を行うとされています（第 23 条）。</li> </ul>

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

**【本ニュースに関するお問い合わせ】**

弁護士法人キャスト ホーチミン支店  
 20th Floor, Maritime Bank Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1,  
 Ho Chi Minh City, Vietnam  
 Tel:+84-8-3914-0909 or +84-8-3914-0958  
 Mail: [info-v@cast-law.com](mailto:info-v@cast-law.com)

※1 本資料におけるベトナム法の解釈については、全てベトナム弁護士が担当しております。日本法に関する記述については、日本国弁護士が担当しております。  
 ※2 本資料に関する著作権は弊社又は弊社に所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。